

富士川町立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、富士川町立図書館(以下「図書館」という。)のサービスの充実を図るため、図書館が所有する雑誌カバー(以下「カバー」という。)を事業者等の広告媒体として活用し、事業者等から雑誌の提供を受ける富士川町立図書館雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雑誌スポンサー カバーに広告を表示し、図書館の指定する雑誌を寄贈する事業者等をいう。

(2) 事業者等 法人若しくは団体又は個人をいう。

(表示の権限及び広告の内容)

第3条 カバーに表示する広告(以下「広告」という。)の表示の可否は富士川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が決定するものとする。

2 前項の場合において、教育委員会は、広告の内容が図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告はカバーに表示しない。

(1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの

(2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当するもの

(4) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に関するもの

(5) 政治活動、宗教活動又は意見広告に係るもの

(6) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの

(7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(8) 町税等を滞納している者に係るもの

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者に係るもの

(10) その他広告として掲載することが適当でないと教育委員会が認めるもの

(広告枠の位置、規格等)

第4条 広告の種別、位置、規格及び表示位置は、次のとおりとする。

種別	位置	規格	表示位置
雑誌スポンサー名	カバー表紙	縦4 cm、横13 cm以内	カバーの中央より下部
雑誌スポンサーの広告	カバー裏面	カバーの縦横の寸法未満	規定なし

(雑誌スポンサーの申請)

第5条 雑誌スポンサーになることを希望する者(以下「スポンサー希望者」という。)は、図書館が指定する雑誌の中から提供しようとする雑誌を選定し、富士川町立図書館雑誌スポンサー申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次の書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 表示しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 事業者等の概要及び事業、活動等の内容が分かる書類
- (3) 納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要があると認める書類

2 町内に住所を有するスポンサー希望者は、前項第3号の規定にかかわらず、申請書にある、町税等の納付状況調査に同意することにより、同号の納税証明書を当該申請書の添付書類から除くものとする。

3 スポンサー希望者の申出により、雑誌スポンサー名及び雑誌スポンサーの広告を掲載しないことができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、広告掲載の可否を決定し、富士川町立図書館雑誌スポンサー広告掲載の許可(不許可)決定通知書(様式第2号)により、スポンサー希望者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する通知に、必要な条件を付することができる。

(複数の申請があった場合の取扱い)

第 7 条 前条第 1 項の決定をする上で、スポンサー希望者から同一の雑誌に対する申請が複数あった場合は、原則として申請書の提出が早い者を優先するものとする。

(覚書の締結)

第 8 条 第 6 条第 1 項の規定により許可の決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、教育委員会との間で雑誌スポンサー制度に係る覚書を締結するものとする。

(広告の期間)

第 9 条 広告の期間は、原則として教育委員会が決定をした日の翌日から当該決定をした日の属する年度の末日までとする。

2 広告の期間の満了の 3 月前までに、雑誌スポンサーから富士川町立図書館雑誌スポンサー制度雑誌提供中止届(様式第 3 号)の提出が無い場合は、同一条件で 1 年間自動的に延長するものとし、その後も同様とする。ただし、広告期間の延長は初年度を含め、最長で 5 年を限度とする。

(広告内容の変更)

第 10 条 決定者は、広告内容の変更を希望する場合は、速やかに、富士川町立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更届(様式第 4 号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により変更届が提出されたときは、速やかに承認の可否を決定し、富士川町立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更承認書(様式第 5 号)により、決定者に通知するものとする。

(提供雑誌の納入)

第 11 条 第 6 条の規定により雑誌スポンサーに決定したときは、当該雑誌スポンサーは、教育委員会があらかじめ指定した期日までに図書館に雑誌を納入しなければならない。

2 雑誌スポンサーは、前項に規定する雑誌の納入に際し、原則として教育委員会が指定する納入業者(以下「雑誌納入業者」という。)から購入するものとする。ただし、雑誌スポンサーの事情により、図書館が指定した方法で購入が困難な場合は、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

3 教育委員会は、雑誌スポンサーが提供しようとする雑誌が休刊又は廃刊した場合は、雑誌スポンサーと協議し、別の雑誌を納入してもらえるときに限り、広告を振り替えることができる。

(雑誌購入代金の支払方法)

第 12 条 雑誌スポンサーは、納入業者の請求に基づいて、寄贈する雑誌の購入代金(以下「雑誌購入金」という。)を納入業者へ直接支払うものとする。

2 前項に規定する支払は、雑誌スポンサーの期間中の雑誌購入金の総額を一括前払とする。

3 価格の変動等により、過不足が生じた場合は当該年度の 3 月 31 日までに精算する。

(費用負担)

第 13 条 広告のデザインの作成、その他広告の表示、雑誌の納入に要する費用は、全額雑誌スポンサーの負担とする。

(広告の取消し)

第 14 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、雑誌スポンサーを取り消すことができる。

(1) 第 3 条第 2 項の規定に該当すると判明したとき。

(2) 第 6 条第 2 項の規定により教育委員会が付した条件に従わないとき。

(3) 第 11 条第 1 項に規定する教育委員会が指定した期日までに、図書館に雑誌を納入しないとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるとき。

2 教育委員会は、前項各号に該当し、雑誌スポンサーの広告掲載許可を取り消すことを決定した場合は、富士川町立図書館雑誌スポンサー取消通知書(様式第 6 号)により事業者等に通知するものとする。

3 雑誌スポンサーが雑誌納入業者に支払済の雑誌購入代金は、前項の規定による取消しを行った場合であっても、返還しないものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第 15 条 雑誌スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 雑誌スポンサーは、広告の表示までに、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないことを確認し、広告の内容等に関する知的所有権その他一切の権利について、所要の措置を講じなければならない。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。